

「かながわ減災サポート店制度」事業実施要領

1 目的

この要領は、県と民間事業者が連携して地震被害の軽減に向けた取組の重要性及びその取組に必要な情報を普及啓発する「かながわ減災サポート店制度」について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

大規模地震による被害の軽減を実現するためには、県民の自発的な取組が不可欠であることから、県内に立地する店舗等を「かながわ減災サポート店」（以下、「サポート店」という。）として認定し、県とサポート店が連携して地震被害の軽減に向けた取組の重要性及びその取組に必要な情報を県内で幅広く普及啓発することにより、県民の自発的な取組の促進を図る。

3 サポート店の取組

サポート店として認定を受けた店舗は、原則として次の(1)～(3)に掲げる方法により、可能な限り年間を通じて、地震被害の軽減に向けた取組の重要性及びその取組に必要な情報を普及啓発する。ただし、(1)～(3)のすべての方法による普及啓発の実施が困難な場合にあっては、少なくとも(1)又は(2)のいずれかの方法により、普及啓発を実施する。

なお、サポート店は、次に掲げる方法以外に、県から普及啓発の実施を要請された場合は、可能な限り協力を努める。

(1) 普及啓発パネルの掲示

ア サポート店は、県が提供する普及啓発パネルの原稿（電子媒体）を用いて、原則としてB2版以上の規格の普及啓発パネルを作成するなどして、掲示する。

イ より効果的な普及啓発を実施するため、県が普及啓発パネルの種類を追加したときは、サポート店は追加した普及啓発パネルの掲示に努めるほか、県が普及啓発パネルの内容を変更したときは、サポート店は変更内容に応じて普及啓発パネルを再作成する。

(2) リーフレット等の配布

サポート店は、地震災害への備えを促進するために県が配布を依頼したリーフレット等を配布する。なお、サポート店は、県から普及啓発リーフレットの原稿（電子媒体）の提供を受けた場合は、サポート店において当該リーフレットを印刷の上、配布に努める。

(3) 店内放送の実施

サポート店は、県が供与する原稿に基づき、少なくとも1日に1回、来店した県民に対する店内放送を実施し、聴覚に訴える普及啓発を実施する。

4 サポート店における独自の普及啓発

サポート店は、3に掲げる普及啓発とあわせて、自らの創意工夫により、効果的な普及啓発を率先して実施するよう努める。

5 サポート店認定の要件

サポート店の認定を希望する店舗等は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 県内に立地する店舗又は複数の店舗からなる商業施設であること
- (2) 県が実施する講習を受け、地震被害の軽減に向けた取組の重要性を理解していること

6 申込方法

認定申請書（様式1）に必要事項を記載の上、県に提出する。

なお、一事業者で認定申請を行う店舗数が20を超えるときは、各店舗を統括する者が代表して、同申請書及び店舗一覧を県に提出する。

7 認定証等の交付等

- (1) サポート店の認定申請があった場合、県は書類審査等の必要な調査を実施した上で、サポート店として認定する。
- (2) 県はサポート店の認定をしたときは、認定申請者に対し認定証（様式2）を交付するとともに、各店舗に認定ステッカーを1枚交付する。
- (3) サポート店の認定期間は、認定された日から1年間とする。なお、県又はサポート店から特段の申し出がないときは、認定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

8 サポート店の周知

- (1) 県は、サポート店の一覧及び普及啓発の実施内容を県ホームページに掲載するとともに、様々な機会を捉えてサポート店の広報・周知に努めるものとする。
- (2) サポート店は、県からサポート店として認定されていることを対外的に周知できる。
- (3) サポート店は、必要に応じて、サポート店のホームページ上で県の地震災害対策に関するウェブサイトへのリンクを行うことができるほか、県が提供するデザイン原稿を用いて、のぼり旗やバッジを作成することができる。

9 認定の取消し等

- (1) 県は、次のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると判断したときは、サポート店として認定しないこと、又は認定を取り消すことができる。
 - ア 公序良俗に反すると認められたとき
 - イ 神奈川県信用又は品位を害すると認められたとき
 - ウ 特定の政治活動や宗教活動に関する認められたとき
 - エ 申請者若しくはその関係者が、神奈川県暴力団排除条例第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、サポート店若しくはサポート店を運営する法人等が、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき
 - オ 地域住民の利益を害すると認められたとき
 - カ その他、県が認定しないことが適当と認められたとき
- (2) サポート店は、サポート店としての認定を辞退する場合は、認定辞退届出書（様式3）に必要事項を記入の上、速やかに県に提出しなければならない。

なお、一事業者で認定辞退届出書の提出を行う店舗数が20を超えるときは、各店舗を統括する者が代表して、同届出書及び店舗一覧を県に提出する。
- (3) サポート店は、認定を辞退した場合又は認定の取消しを受けた場合には、認定証及び認定ステッカーを返納するとともに、自ら作成したのぼり旗やバッジ等の処分やサポート店のホームページ上で行った県の地震災害対策に関するウェブサイトへのリンクの削除など、サポート店としての認定が継続しているとの誤解を与えないよう、速やかに処置しなければならない。
- (4) サポート店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式4）に必要事項を記入の上、県に提出する。

10 報告書の提出等

- (1) サポート店は、毎年5月31日までに、前年の4月1日（前年の4月2日以降に認定を受けたときは、その日）から当該年の3月31日までに実施した普及啓発の状況について、普及啓発実施報告書（様式5）により、県に提出する。
なお、一事業者で認定店舗数が20を超えるときは、店舗を統括する事業者が各店舗における普及啓発の状況を取りまとめの上、各店舗を代表して同報告書を県に提出する。
- (2) サポート店は、認定期間中において、県が普及啓発の実施状況についての調査を行う場合は協力する。

11 その他

- (1) サポート店は、地震被害の軽減に向けた取組の重要性及びその取組に必要な情報の発信基地として、来店した県民への効果的な普及啓発に努めるとともに、社員又は従業員への防災知識の普及に努める。
- (2) サポート店は、自らの責任のもとで、安全に十分配慮して普及啓発を行う。
- (3) 県は、サポート店との連携を密にし、効果的な普及啓発の方法を継続的に検討するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、県とサポート店が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成24年7月19日から施行する。